

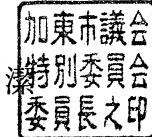


令和3年9月15日

加東市議会議長 小川忠市様

懲罰特別委員会

委員長 藤尾



委員会審査報告書

本会議において付託された「北原 豊君に対する懲罰の件」及び、「北原 豊君に対する懲罰の件（その2）」について、令和3年9月10日の委員会において審査した結果、下記のとおり決定したので、加東市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

1 懲罰事犯の有無

懲罰を科すべきものと認める

2 懲罰処分の種類及び内容

地方自治法第135条第1項第4号に規定する「除名」

3 理由

本件においては、北原議員は議会という公の場において、裏付けのない情報を根拠として、何度も業者実名を挙げて談合があったと発言したにも関わらず、自身が果たすべき証明責任に関しては、全く果たせなかった。北原議員の言動により、議案審議の先送りや懲罰動議2件が提出されるなど本市議会では異例の事態となり、議会運営及び行政運営を混乱させた上、市議会及び市政に対する市民の不信感を募らせたことの責任は、極めて重いものである。

北原議員は今回の弁明の中で、過去3度の懲罰を科されたことについても、自らの非が無いことを主張し、議会に対して自己中心的な批判をしたことから、もはや市議会の規律を守る意識はなく、良識のある議員としての職責を果たしていくことは無理であると言える。

本委員会は、市議会及び市政に対する市民の信頼を回復させるためにも、また市議会の秩序を維持し、品位を保つためにも、市議会として北原議員には最も重

い処分を科すべきと判断せざるを得ない。

本委員会の審査内容及び詳細については、別添「懲罰特別委員会審査結果報告書」のとおり、報告する。

(別添) 懲罰特別委員会審査結果報告書

1 懲罰審査請求の対象

(1) 北原豊君に対する懲罰の件・・・(以下「動議1」という。)

事犯日：9月2日 総務文教常任委員会

発議者：高瀬俊介議員、廣畠貞一議員

理由概要： 北原議員の談合発言をきっかけとして、本会議に上程された東条学園小中学校備品購入に関する議案の審議を遅らせていましたにも関わらず、その事案について調査するために開かれた9月2日総務文教常任委員会においては、談合の事実と認められる証拠等の提示や具体的な説明が全くできなかった上、調査の趣旨を全く理解していなかった。

無責任な発言で、議会運営や行政運営を著しく混乱させ、落札業者等の社会的信用を失墜させた言動は、加東市議会の品位を大きく傷つけた。

(2) 北原豊君に対する懲罰の件(その2)・・・(以下「動議2」という。)

事犯日：9月6日 第102回加東市議会定例会

発議者：大畠一千代議員、高瀬俊介議員

理由概要： 北原議員は動議1の弁明において、双方の会社の実名を挙げ、「カルテルに参加しないか、と依頼があった。」と発言した。これは当該会社の名誉を傷つけるものであり、これを放置すれば、本市議会も加担したと受け止められかねない。また加東市の入札執行に関し、報道機関も興味を示しているとする旨の発言があった。

今回の北原議員の発言は、議会人としても、一社会人としても極めて不適切で、加東市議会の品位、権威、市民からの信頼性を失墜させる行為と言わざるを得ない。

2 審査の内容

本委員会は、懲罰動議の内容が、地方自治法第129条（議場の秩序維持）、同第132条（品位の保持）、及び加東市議会会議規則第154条（議事妨害の禁止）などの規定に抵触するのかを主眼として、審査した。

また、北原議員は一貫して、東条学園小中学校の備品購入の入札には「談合」、「カルテル」があったとする旨の発言を繰り返しているため、発言の真偽を判断する必要があることから、本委員会では北原議員からの弁明の申し出を許可し、発言内容を証明させる場を設け、慎重に審査を進めた。

（1）経過

本委員会は、2件の懲罰動議について、次のとおり審査した。

- ①動議1の発議者から、動議理由の説明を受けた後、発議者へ質疑した。
- ②動議2の発議者から、動議理由の説明を受けた後、発議者へ質疑した。
- ③北原議員の一身上の弁明を聴取後、北原議員へ質疑した。
- ④上記①～③の内容を基に、懲罰を科すべきかどうか、協議を行った。
- ⑤動議1について、討論、採決を行った結果、「懲罰を科すべきもの」に決定した。
- ⑥動議2について、討論、採決を行った結果、「懲罰を科すべきもの」に決定した。
- ⑦どの種類の懲罰を科すかについて協議した後、採決により懲罰の種類を決定した。

（2）審査概要

①一身上の弁明

ア 北原議員からの説明資料を配布したいとの申し出を許可し、全委員に配付した。

イ 北原議員は弁明で、業者の実名を挙げて、東条学園小中学校備品購入の発注に絡んで取引に不正があると主張し、警察署や報道機関に対して情報提供していると述べた。また9月2日に談合の根拠資料として示した「見積書」、「見積内訳書」に対する正当性などについて、約9分間に渡り矢継ぎ早に弁明した。

ウ 北原議員は、9月2日に行われた総務文教常任委員会において、根拠資料として示した「見積書」は偽造されたものだったと述べた。

エ 北原議員は、「私の懲罰に賛成した方は、それなりの覚悟がいる。」、「たとえ加東市が政治力で抑え込もうとしても、ネット社会を

抑えることはできない。」、「業者から名誉棄損で訴えられ有罪になれば、私は議員辞職する。その代わり、その訴えがない場合や無罪になれば、懲罰に賛成した議員は辞職願う。」と発言した。

オ 2件の懲罰動議の理由とされている、無責任な発言で議会運営や行政運営を混乱させたこと、議会の品位を傷つけたこと、市民からの信頼性を失墜させたことなどについての弁明は無かった。

②質疑

ア 9月2日の総務文教常任委員会において、北原議員が根拠資料として提出した「見積書」は、記載されている業者の代表取締役氏名が約20年前のものであることから、偽造されたものであることを北原議員が自ら説明した。

また、北原議員は「見積書」には、別紙として「見積内訳書」が実在すると説明していたが、「書類がいっぱいあり、見間違えた。後日確認したら、見積内訳書ではなかった。」と9月2日の発言を覆した。北原議員は、「見積書」が偽造であったにも関わらず、自作の「見積内訳書」を提出して、弁明していた。

イ 委員から、「結果的に偽物の見積書を総務文教常任委員会に提出したことによって、議会を混乱させたことをどう思うのか。」との質疑に対し、北原議員は「当時は本物と思い込んでいた。自分はこの1枚で証拠には十分だと思った。」と釈明した。

ウ 委員から「証拠が無い段階で、実名を挙げて公言してはならないではないのか。」との質疑に対し、北原議員は「A氏（情報提供者）からのメールに業者の来訪があったと記載があるので紛れもない事実です。」と答弁した。

なお、9月2日の総務文教常任委員会においても、北原議員は「A氏の発言を鵜呑みにしている。」と自ら公言している。

エ 委員から「公の場で業者の実名を出したことについて、その業者に負担がかかる考えをなったのか。」との質疑に対し、北原議員は「私は、業者から名誉棄損で訴えてほしいくらいだ。なんなら私が自分を訴える書類を代わりに作成してもよい。」と述べた。

オ 委員から「北原議員のカルテルがあったとする発言から、市議会としては9月議会初日の議案審議を見送った訳だが、それだけ重大な事をさせたという自覚はあるのか。」との質疑に対し、北原議員は「当初、見積書は100%本物だと思っていた。」と述べた。

カ 委員より「北原議員は9月6日の弁明で、『B社からA氏に対して、カルテルに参加しないかと依頼があった。』と発言したが、本当にそうか。」との質疑に対し、北原議員は、「わかりやすいように私はカルテルという言葉を使ったが、実際は、A氏が製造する木製の下駄箱、昇降台に対する単価の合わせみたいなことを言われた。」と答弁した。

キ 北原議員が本委員会の弁明時に提出した、業者間で値段を指示した際のものとする新たな見積書について、委員より「見積総額欄が消してあるが、一体何に対する見積総額なのか。」との質疑に対し、「下駄箱と体育館の階段（昇降台）である。」と答弁した。

ク 委員から「新たな見積書には『排水トラップの金具のみ加工』の記載や、『給排水設備工事、電気工事は別途工事』との記載があるが、下駄箱や体育館の階段のどこに給排水工事や、排水トラップ加工の必要があるのか。」との質疑に対し、明確な答弁はなかった。

ケ 委員から「本会議での弁明の際、業者の実名を挙げたことで、議長から発言を取り消すことを促されたにもかかわらず、それを拒否したのはどういう理由か。」との質疑に対し、北原議員は「談合やというのはわかっている。」と答弁した。

(質疑全体の状況)

北原議員は、A氏の話を鵜呑みにし、自己の思い込みによる答弁を繰り返し、委員の質疑に対して答弁がかみ合わない場面が多くあった。

また、談合があったと述べ続けているが、その客観的な証拠を示せず、論理的な説明もできないままであった。

③懲罰事犯の有無について

「北原 豊君に対する懲罰の件」について、全会一致で懲罰を科すべきものと認めた。「北原 豊君に対する懲罰の件（その2）」についても、全会一致で懲罰を科すべきものと認めた。

④懲罰の内容の協議

ア 北原議員の発言がきっかけとなって、議案審議を遅らせたにも関わらず、証拠を示せないことは、議事の妨害となる言動である。談合の証拠が不十分であるのに実名を出したことに対しては、厳しい懲罰を科すべきであり、除名に値する。

- イ 本会議の弁明の際に、議長から情報提供者や業者の実名を挙げたことについて、発言の取消しを求められたにも関わらず、従わなかつことは、議員として秩序違反であり、品位に欠ける。議員としてふさわしくない言動と判断し、除名と考える。
- ウ 北原議員の本会議、委員会での言動は、議会の品位の保持に反している。除名である。
- エ 北原議員の弁明は、懲罰理由を理解しておらず、弁明に関しても全く弁明と言えるものでなかった。北原議員の弁明、説明を聞く姿勢で本委員会に臨んだが、納得のできる説明は無かつた。議員として資格があるとは思えない。除名に値する。
- オ 北原議員は、証拠不十分なことを公の場で発言したこと自体が議員の資格に欠けている。議員は議会の秩序と品位を問われる立場であり、議員にふさわしくない言動であった。除名に値する。
- カ 出席停止を科することで、北原議員には反省を促したい。
- キ 北原議員は談合について十分な説明ができなかつたが、もし、公正取引委員会の判断が下ったら、議会はどうしていたのかということになる。除名に値するまでの内容と言えるのか。重くても出席停止までではないか。

⑤採決

採決の結果、賛成多数で「除名」の懲罰を科すことに決定した。